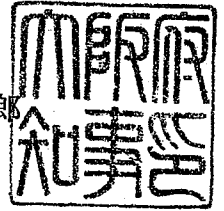


情公第1553号

平成29年11月17日

大阪府個人情報保護審議会
会長 野田 崇 様

大阪府知事 松井 一郎



個人情報の取扱いについて（諮問）

実施機関が公用車に設置するドライブレコーダーにより収集される個人情報の取扱いについて、大阪府個人情報保護条例（平成8年大阪府条例第2号。以下「条例」という。）に基づき、貴審議会の意見を求めます。

記

個人情報の本人収集原則の例外事項（条例第7条第3項第7号）

1 諮問事項

実施機関が事務事業で使用する公用車（以下「公用車」という。）に設置するドライブレコーダーにより収集される個人情報の取扱いについて、条例第7条第3項第7号（本人以外からの個人情報の収集の制限）により、次のとおり本人収集原則の例外事項に係る審議会意見に次の項目を加える。

番号	項目
15	ドライブレコーダーにより記録した映像及び音声に個人情報が含まれている場合

2 諮問理由

実施機関においては、ドライブレコーダーを防犯カメラに準ずるものとして、条例第7条第3項第6号に基づき犯罪の予防等を目的とする個人情報の本人収集の例外にあたるとして、公用車に設置しているところである。

しかしながら、公用車に設置するドライブレコーダーは、必ずしも犯罪の予防等とは限らないケースも想定される。

具体的には、交通事故発生時における状況を正確に把握し、事故の原因を明らかにすることにより、適切かつ円滑な事故処理等に資するためや、実施機関が管理する施設（道路等）の状況等を確認し、適切な管理に資するために、公用車にドライブレコーダーを設置しているケースがある。

そのため、ドライブレコーダーによる個人情報の収集について、条例第7条第3項第7号により、改めて貴審議会に対し諮問するものである。

3 運用方法等

(1) ドライブレコーダーについて

ドライブレコーダーとは、一般に、車内のルームミラー付近に装着し、カメラが前方を撮影して、映像等を記録する車載カメラ装置のことである。機種により、常時又は車両に衝撃が加わった前後の数十秒の映像及び音声等（以下「映像等」という。）を記録するものがある。

(2) 収集の目的

- ア 公用車での交通事故発生時等における適切かつ円滑な事故処理等に資するため。
- イ 府が管理する道路施設等の状況等を確認し、その適切な管理に資するため。

(3) 映像等の利用・提供

(2)の目的を達成するため、ドライブレコーダーにより記録した映像等及び記録媒体の内容を捜査機関又は保険会社へ提供する。

(4) 運用方針

ドライブレコーダーにより記録した映像等及び記録媒体の内容は、個人情報に含まれるものとして条例に基づく適正な管理を行うものとし、次により対応する。

ア ドライブレコーダーにより記録した映像等を確認する者及びそのデータを取り扱う者は必要最小限とする。

イ ドライブレコーダーを設置する所属ごとに管理要綱等を策定し、漏えい、滅失及びき損がないように適切な管理に必要な措置を講じる。

ウ 収集された個人情報の第三者への提供については、管理要綱等において提供できる場合をあらかじめ明記し、厳格に運用する。

ドライブレコーダー管理要綱（〇〇課／〇〇事務所）例

（目的）

第1条 この要綱は、〇〇課／〇〇事務所が使用する公用車に設置したドライブレコーダーにより記録された映像及び音声（以下「映像等」という。）の管理方法を定めることにより、ドライブレコーダーの適正な運用を図ることを目的とする。

（ドライブレコーダーの概要）

第2条 （※ドライブレコーダーの設置目的を記入してください。）

例①：〇〇課／〇〇事務所が使用する公用車での交通事故発生時等における適切かつ円滑な事故処理に資することを目的として、別表1のとおり公用車にドライブレコーダーを設置する。

例②：〇〇課／〇〇事務所が管理する道路施設の状況等を確認し、その適切な管理に資すること等を目的として、別表1のとおり公用車にドライブレコーダーを設置する。など

（管理責任者）

第3条 ドライブレコーダーの適正な管理を図るため、ドライブレコーダーごとに別表2のとおりドライブレコーダー管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置く。（※管理責任者は課長以上の職制をもって充ててください。）

- 2 管理責任者は、ドライブレコーダーによって記録された映像等から知り得た情報を他人に漏らしてはならない。管理責任者でなくなった後においても同様とする。
- 3 管理責任者は、必要に応じドライブレコーダーを設置した公用車を使用する職員やドライブレコーダーにより記録した映像等を閲覧した職員への指導を徹底するなど、ドライブレコーダーにより記録された個人情報の保護に努めるものとする。

（事務取扱者）

第4条 管理責任者は、ドライブレコーダーに記録される個人情報を適正に取扱うため、ドライブレコーダーごとに別表3のとおり職員の中からドライブレコーダー管理事務取扱者（以下「事務取扱者」という。）を指定する。

- 2 事務取扱者は、映像等の記録機器（以下「記録機器」という。）の操作、及び映像等を記録した媒体（以下「記録媒体」という。）の管理を行うものとする。
- 3 事務取扱者は、管理責任者の指示を受け、ドライブレコーダーの適正な取扱いに努めなければならない。
- 4 事務取扱者は、ドライブレコーダーによって記録された映像等から知り得た情報を他人に漏らしてはならない。事務取扱者でなくなった後においても同様とする。

（記録機器等の管理）

第5条 管理責任者は、記録機器及び記録媒体を、次に定めるところにより管理するものとする。

- (1) 事務取扱者以外の者が、ドライブレコーダーにより収集された個人情報の取扱いを行わせないこと。
- (2) 記録媒体に記録された映像等の加工、不必要な閲覧・複写、及び保管場所からの持出しを禁止すること。
- (3) 記録媒体は、盗難及び散逸の防止を図ること。
- (4) 記録媒体に記録された映像等の保管期間は収集した日から〇日（又は、電磁的記録媒体等の記録上限を超えて自動で上書きされる）までとし、当該保管期間を経過した後は、確実な方法により、速やかに映像等を消去すること（※映像等の消去方法を具体的に記載してください）。ただし、法令等に基づく場合又は捜査機関から犯罪捜査を目的とする要請を受けた場合はこの限りでない。
- (5) 記録媒体及び記録機器の目的外利用、外部流出、改ざん等の防止のために必要な措置を講じること。
- (6) 記録機器の設置場所以外の場所への持出しを禁止すること。ただし、保守点検等の理由により、管理責任者が許可した場合は、この限りでない。

- (7) ドライブレコーダーを廃棄する際には、記録媒体の破碎等の処理を行うなど、個人情報の流出を防ぐ措置を確実に講じること。

(第三者提供)

第6条 管理責任者は、以下の場合を除くほか、個人情報を含む映像等及び記録媒体の内容を外部に提供してはならない。

- (1) 映像等から識別される特定の個人の同意がある場合
- (2) 法令等（刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第197条第2項及び同法第279条に基づく照会に対する回答又は同法第239条に基づく告発）に基づく場合
- (3) ドライブレコーダーによる記録について、公用車の交通事故の状況及び原因を明らかにするため、捜査機関等又は保険会社に情報提供する場合
- (4) 個人の生命、身体又は財産の保護のため緊急かつやむを得ないと認められる場合

2 前項により、収集した映像等及び記録媒体を外部に提供する場合であっても、提供する範囲は必要最小限に留めるものとするとともに、提供する相手方に対し、次に掲げる事項を順守させるものとする。

- (1) データを適正に管理すること。
- (2) 目的以外の利用及び第三者への無断提供を行わないこと。
- (3) 目的を達成したとき、又は当該目的が達成されることが判明したときは、速やかにデータの消去、記録媒体の返却又は粉碎等必要な処理を行うこと。

(職員の義務)

第7条 ドライブレコーダーにより記録された映像等を閲覧した職員は、映像等から知り得た情報を他人に漏らし、又は不当な目的に利用してはならない。〇〇課／〇〇事務所より異動又は退職した後においても同様とする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、ドライブレコーダーの管理に関し必要な事項は、管理責任者が別に定める。

附則

(施行日)

この要綱は、平成 年 月 日から施行する。

別表1 (第2条関係)

ドライブレコーダー／記録媒体	設置自動車・台数	録画時間
<例>		
〇〇社製〇〇 - 〇型 記録媒体：miniSD カード	大阪〇〇 〇 〇〇—〇〇 大阪〇〇 〇 〇〇—〇〇 計〇台	常時録画
〇〇社製〇〇 - 〇型 記録媒体：miniSD カード	和泉〇〇 〇 〇〇—〇〇 和泉〇〇 〇 〇〇—〇〇 和泉〇〇 〇 〇〇—〇〇 計〇台	イベント録画

別表2 (第4条関係)

設置自動車	管理責任者
大阪〇〇 〇 〇〇—〇〇 大阪〇〇 〇 〇〇—〇〇	〇〇課長／〇〇所長

別表3 (第5条関係)

設置自動車	事務取扱者
大阪〇〇 〇 〇〇—〇〇 大阪〇〇 〇 〇〇—〇〇	〇〇課課長補佐／〇〇課長